

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	有限会社 大久保興産 代表取締役 大久保 英正
【住所又は本店所在地】	大阪市北区天満 1 丁目 5 - 2
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年4月1日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本電子材料株式会社
証券コード	6855
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社 大久保興産
住所又は本店所在地	大阪市北区天満 1 丁目 5 - 2
事務上の連絡先及び担当者名	濱田幸和税理士事務所 税理士 濱田幸和
電話番号	06-6353-4551

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	大久保 和正
住所又は本店所在地	神戸市東灘区
事務上の連絡先及び担当者名	濱田幸和税理士事務所 税理士 濱田幸和
電話番号	06-6353-4551

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	大久保 ちどり
住所又は本店所在地	神戸市東灘区
事務上の連絡先及び担当者名	濱田幸和税理士事務所 税理士 濱田幸和
電話番号	06-6353-4551

4【提出者（大量保有者） / 4】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	大久保 英正
住所又は本店所在地	東京都大田区
事務上の連絡先及び担当者名	濱田幸和税理士事務所 税理士 濱田幸和
電話番号	06-6353-4551

5【提出者（大量保有者） / 5】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	大久保 麗子
住所又は本店所在地	東京都大田区
事務上の連絡先及び担当者名	濱田幸和税理士事務所 税理士 濱田幸和
電話番号	06-6353-4511

6【提出者（大量保有者） / 6】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	大久保 雄人
住所又は本店所在地	東京都大田区

事務上の連絡先及び担当者名	濱田幸和税理士事務所 税理士 濱田幸和
電話番号	06-6353-4551

7【提出者（大量保有者） / 7】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	大久保 佳奈
住所又は本店所在地	東京都大田区
事務上の連絡先及び担当者名	濱田幸和税理士事務所 税理士 濱田幸和
電話番号	06-6353-4551

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.29
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年3月10日
訂正箇所	提出者（大量保有者） / 1 （ 7 ）保有株券等の取得資金 提出者（大量保有者） / 2 （ 6 ）当該株券等に関する担保契約等重要な契約 提出者（大量保有者） / 3 （ 6 ）当該株券等に関する担保契約等重要な契約

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	34,818
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成12年5月19日付けで株式分割（1株 1.1株）65,596株（無償）があります。 平成15年11月13日付けで株式分割（1株 1.2株）145,111株（無償）があります。 平成17年5月18日付けで株式分割（1株 1.3株）261,200株（無償）があります。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	34,818

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	33,592
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成12年5月19日付けで株式分割（1株 1.1株）65,596株（無償）があります。 平成15年11月13日付けで株式分割（1株 1.2株）145,111株（無償）があります。 平成17年5月18日付けで株式分割（1株 1.3株）261,200株（無償）があります。 令和7年8月13日付けで39,867株売却しました。

取得資金合計(千円)(W+X+Y)	33,592
-------------------	--------

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は令和8年3月10日から6月14日まで間(ロックアップ期間)において、発行会社株式を野村證券株式会社の事前の書面による同意なしに、発行会社株式の売却等を行わない旨を合意しております。
また、発行会社のオーバーアロットメントによる売出しに関して、提出者と野村證券株式会社は、提出者の保有する発行会社の株式のうち、普通株式260,800株を令和8年3月17日から令和8年3月31日までを貸借期間として野村證券株式会社に対して貸付する旨の契約を令和8年3月10日に締結しております。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和6年8月30日をもって共同保有者から外れたため、該当事項は有りません。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者)/3】

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者)/3】

(3)【重要提案行為等】

令和6年8月30日をもって共同保有者から外れたため、該当事項はありません。